

令和6年10月8日

自由民主党
幹事長 森山 裕先生

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
会長 井上 善博
一般社団法人 日本旅館協会
会長 桑野 和泉
一般社団法人 日本ホテル協会
会長 定保 英弥
一般社団法人 全日本ホテル連盟
会長 清水 嗣能
一般社団法人 宿泊業技能試験センター
理事長 西海 正博

宿泊観光産業に対する支援のお願い

拝啓

秋晴の候、貴殿におかれましては、益々ご繁栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

人口が減り、少子高齢化が進む我が国においては、経済が低迷し、特に地域の衰退が大きな問題となっております。その中において、観光は成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、宿泊観光産業は我が国を支える基幹産業とならなければいけません。

しかしながら、宿泊観光産業には、数々の課題があるのも事実です。生産性・収益性の向上、人手不足問題への対応、頻発する自然災害への対応など、どれも一筋縄ではいかないものばかりですが、我が国の明るい未来を創り上げるためにも、こうした課題を着実に解決していき、宿泊観光産業が持続可能で稼げる産業へと変革し、そして、業界全体の地位向上を図ることは、絶対に成し遂げなければいけません。

国からは「観光が我が国にとって大事である」、「宿泊観光産業が我が国の基幹産業である」という力強いお言葉を頂いてきました。宿泊観光産業に従事する者や、これから就職を考える国内外の若い人達にとって、これほど嬉しいこと、そして宿泊観光産業で働くことの矜持を感じることはありません。是非とも、新政権においても、引き続きこうしたお言葉を頂ければ幸いです。

諸課題の解決に向けては、我々自身、一つ一つの宿泊施設が徹底的に自助努力をすることが何よりも大事であると認識しております。しかしながら、こうした自助努力や業界としての取組だけでは解決できない部分については是非ともお力添えを賜りたく、宿泊観光産業が我が国の基幹産業、そして地方創生の核となり、日本経済復興の先導役を担うことをお誓いし、別紙要望を実現して頂きますようお願い申し上げます。

敬具

【 要 望 】

1. 能登半島地震への対応と頻発する自然災害への対応について

毎年のように、地震、大雨といった自然災害により各地で甚大な被害が生じており、今年に入ってから、能登半島における元旦の地震、そして先般の豪雨災害が生じ、宿泊観光産業をはじめとした産業全体が大きな被害を受けた。能登半島地震では、地元の宿泊施設は、地震発生からすでに9か月が経過したものの、未だ休業が続いている施設も多く、再開までに相当の期間を要するものと見込まれている。政府におかれても、なりわい支援パッケージとして早々に対策を打っていただいたが、建物の再建が必要となるほどの被害の深刻さを鑑みると、短期で終わらせず息の長い継続的な支援が求められている。国においては、能登半島地震を風化させることなく、必要な支援を継続して実施していただきたい。

さらに、こうした自然災害からの復旧・復興フェーズにおいて、宿泊施設は、

- ・ 被災直後における要介護者等の被災者の受入
- ・ 復旧・復興作業従事者の受入
- ・ 二次避難者の受入

といった公的役割を果たしてきたところであるが、一方でその中で、

- ・ 被災者を受け入れる宿泊施設の従業員は、被災者でもあり大変厳しい思いの中で業務に当たっているが、災害対応時における対応などの事前研修などを受けることなく、被災対応に当たっている状況となっている
- ・ 国、地方自治体、各種団体（インフラ復旧の為に現地に向かう団体等）から、中央や地方の宿泊関連団体に様々な問い合わせが頻繁に行われているが、被災地の宿泊施設等の状況を共有できる情報プラットフォームが未整備であるため、迅速な災害復旧・復興に必要な効率的な情報共有がなされていない
- ・ 被災者を受け入れる宿泊施設の中には、バリアフリー化、音声設備、貯水槽、予備電源など、災害対応に資する設備の更新や改修が十分でない宿泊施設も多い一方で、なかなか自助努力ではそこまでの設備投資に踏み切れない

といった課題が明らかになっているところである。

今後も自然災害が発生することが予想され、新政権においても自然災害への対応が大きな政策の柱となる中、我々宿泊観光業界としても社会的使命として、宿泊者の命を守ることはもとより、被災者の支援にも全面的に国、地方自治体に協力していく決意であり、特に、情報プラットフォームの整備などは宿泊施設が主体となって推進していかなければいけないと考えている。

こうした決意のもと、上記に掲げた課題解決にあたっていく所存であり、その際に必要な国の支援をお願いしたい。

2. 人手不足対策について

我が国においてあらゆる産業において人手不足が大きな課題となる中、宿泊観光産業においても、人手不足の問題は深刻な課題となっている。宿泊観光産業が成長産業・基幹産業であることを若者等にPRし、コロナ禍で傷ついた観光業のイメージアップを図るとともに、学校等と連携した求人活動や職場環境の整備等への支援、パートの年収の壁対策をお願いしたい。

また、人手不足の解消に向けては、外国人材の積極的な活用も不可欠であり、宿泊施設で働く外国人の希望者は多いが雇用が進んでいない現状もあるため、マッチングイベントやジョブフェア、宿泊観光産業の魅力等の周知に係るPR活動について、国の支援をお願いしたい。

一方で、こうした外国人材の雇用までには一定の時間を要することから、喫緊の人手不足解消のためには、設備投資などを通じた人材の効果的な配置とサービス水準向上を強化する取組を進めることも必要不可欠であり、こうした取組への国の支援をお願いしたい。

3. 地域一体となった観光地・観光サービスの高付加価値化補助金の計画的・継続的な実施

令和3年度から実施いただいている高付加価値化事業であるが、この事業があったからこそコロナ禍の苦境を何とか耐え忍ぶことができた。しかしながら、インバウンドは相変わらず大都市部に集中し、地域の現状に目を向けると、お祭り、伝統芸能、歴史的建造物や街並みなど、これまで大切に継承してきた地域固有の価値がどんどん失われていくとともに、廃屋となった建物が増えていくなど、地域の衰退に歯止めがかからない状況となっている。かつては温泉街と言われ栄えた地域も、今や数軒の旅館を残すのみで、他の飲食店は、そのほとんどがシャッターを下ろしてしまっているような場合も珍しくない。

観光立国推進計画にあるように、地方へのより多くの誘客を実現し、また、それにより持続可能な地域を作り上げていくためには、地域の面的な再生・高付加価値化は待ったなしである。こうした中、旅館をはじめとした我が国の宿泊施設は、歴史的に見ても地域に支えられ、そして、地域を支えてきた存在であり、その建築様式、設え、食などにおいて、地域の伝統、文化、芸能などを体現する存在、まさに「地域のショーケース」と言える存在であり、宿泊施設の価値を高めることは、結果として、地域の価値を高めることに他ならない。ついては、以下の支援をお願いしたい。

- ・ 今後はインバウンド、国内客共に、高齢者、障害者などの旅行が増加することが見込まれ、特に、ユニバーサルツーリズムの観点からの地域、そして宿泊施設の高付加価値化が必要不可欠であり、客室やパブリックスペースのバリアフリー化等の支援をお願いしたい。
- ・ その際には、地域の面的な再生・高付加価値化のためには、宿泊施設だけでなく、地域の飲食店、伝統産業工房、その他の観光施設の高付加価値化も必要不可欠であり、こうした施設も補助対象にしていただきたい。
- ・ さらに、地域の価値を最も棄損しているのは廃屋であるが、廃屋の撤去については、10億円を超えるような費用がかかる場合が多いとともに、民間金融機関からの借り入れも困難な場合が多く、廃屋撤去についてのご支援をお願いしたい。

なお、こうした支援については、「観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る」という国際観光旅客税の趣旨に合致するものであり、将来的には国際観光旅客税の活用を検討お願いしたい。

4. 物価高騰の取り組みに対する支援

宿泊施設サステナビリティ強化支援事業は、大変ありがたく、予算額を上回る応募がなされるなど人気の事業となっている。未だ原油価格・物価が高止まりしている状況にあるため、宿泊施設サステナビリティ強化支援事業について引き続きの力強い支援をお願いしたい。

5. 地方誘客の取り組みに対する支援

コロナ後のインバウンドを含めた観光需要の回復もあり、観光地は賑わいを見せている一方で、観光客については、有名観光地に集中するなど、全国で濃淡があるのが実情であり、地方への誘客が課題となっている。

特に来年開催される大阪・関西万博は、地方へのより多くの誘客を実現するための貴重な機会である。

大阪・関西万博の来場者が、一人でも多く、日本各地の魅力ある観光地にも訪れ、宿泊していただけるよう、地方への誘客を促す施策を行っていただきたい。

6. 固定資産税の見直しについて

旅館・ホテルは、不特定多数の顧客に対し、建物・施設を提供し、その使用対価を主な収入とする事業であり、その事業の特性から、施設・設備の劣化が短期間で進むとともに、顧客ニーズの変化を踏まえて、3～5年程度の周期で施設・設備の更新を行う必要があること、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除去されるような状況にある。

一方で、旅館・ホテルの用に供する建物に係る固定資産税に関しては、その評価の際の基準が、こうした建物の実態に即したものとなっているとは言い難いことから、その基準を適正化する必要がある。

令和9年度の固定資産税の評価替え時には、状況に配慮した見直しを行っていただきたい。

以上